

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 22 年 6 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）及び同条約に基づく実施細則（以下「PCT 実施細則」という。）が改正されたことに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号、以下「国際出願法施行規則」という。）及び特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）の関連する規定について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 国際出願法施行規則（様式第 7 及び第 7 の 2）

- ① 国際出願に関する通知に関し、出願人（又は代理人）が承認する場合には、受理官庁又は国際事務局等が出願人に対し、当該通知の内容を電子メールにより送信することが可能となった（PCT 実施細則に規定する願書様式の改正）。これに伴い、願書第Ⅱ欄及び第Ⅳ欄において、出願人の承認を確認できるようにするため、出願人が電子メールによる通知を希望する場合の記載欄を設ける¹。
- ② 国際事務局又は受理官庁が、優先権書類を電子図書館から取得可能な場合には、出願人は、優先権書類の提出に代えて、国際事務局又は受理官庁に対し、優先権書類を電子図書館から取得することを請求できることになった（PCT 第 715 号、第 716 号の改正）。これに伴い、願書追記欄 4. 及び第Ⅵ欄において、出願人が国際事務局又は受理官庁に対し、優先権書類を電子図書館から取得することを請求する場合の記載欄を設ける²。

(2) 国際出願法施行規則（様式第 15 及び第 15 の 2）

特許協力条約（以下「PCT」という。）第 19 条又は第 34 条の規定による補正をするときは、差替え用紙に添付する書簡に、出願時における国際出願中の補正のための根拠を表示しなければならないことになった（PCT 規則 46.5、66.8 の改正）。これに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第 11 条の規定による補正³をする時の手続補正書の様式を規定した様式第 15（備考 4）及び様式 15 の 2（備考 2）において、「補正の内容」の欄に、国際出願日における明細書、請求の範囲、又は図面の記載のうち、当該補正のための根拠を記載しなければならないことを規定する。

(3) 特許法施行規則（様式第 52 及び第 54）

上記(2)の改正に伴い、PCT 第 19 条又は第 34 条の規定に基づく補正書の翻訳文又は補正書の写しを提出するときの提出書の様式を規定した様式第 52

¹ 従来は、電子メールによる通知は、正式に書面で通知する前のいわゆる事前の通知をする場合に限られていた。なお、日本国特許庁は、電子メールによる通知は採用していない。

² 日本国特許庁は、電子図書館からの取得請求については、認めていない。

³ PCT 第 34 条の規定に基づく国際予備審査請求に伴う補正。

（備考３）及び様式第５４（備考７）において、「その他」の欄に、補正書の翻訳文を提出する場合にあっては国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち、当該補正のための根拠が表示されている部分を記載すること、補正書の写しを提出する場合にあっては、国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の記載のうち、当該補正のための根拠を記載することを規定する。

３．公布及び施行期日

平成２２年　６月２２日　公布

平成２２年　７月　１日　施行

ただし、この省令の施行前にＰＣＴ第１９条又は第３４条の規定に基づく補正をした国際特許出願又は国際実用新案登録出願に係る補正書の翻訳文又は提出書の写しの提出については、この省令の施行後も、なお従前の例によることができることとする。